

ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合亦同シ

第四十五條 職工社用ヲ帶ビ出張シタルトキハ別ニ定ムル所ニヨリ旅費ヲ支給ス

第六章 危険防止及衛生

第四十六條 火ノ元ハ嚴重ニ用心シ猥リニ焚火ヲ爲スベカラズ又業務上ニ用ヒタル火氣及火氣誘導ノ虞アル物品ハ危険ナキ様能ク整理シテ退場スベシ

第四十七條 電燈蠟燭石油瓦斯等ヲ附ケ放シニスル如キ行爲アルベカラズ

第四十八條 危険ト認ムベキ機械器具又ハ工事若クハ場所足場等ニ對シテハ常ニ細心周到ノ注意ヲナシ自己ハ勿論他人ニモ傷痕ヲ蒙ラスガ如キコトナキヲ期スベシ

第四十九條 工場内ニ於テ急病又ハ傳染ノ疑アル疾病ニ罹リタル時ハ直ニ當該工場係員若クハ監視部ニ申出デ指揮ヲ乞フベシ

第五十條 工場外ニ於テ傳染病患者ニ接シタル者ハ監視部ニ申出デ許可ヲ得タル後ニ

アラザレバ工場スベカラズ

第五十一條 工場内ニ於テハ本社ニテ供給スル飲料湯水ノ外猥リニ飲用スベカラズ

第五十二條 職工ニ對シ臨時健康診斷ヲ行フコトアルベシ

第七章 表彰

第五十三條 毎年度職工勤務ノ狀況ヲ調査シ精勤者ニ對シテハ左表ニヨリ其年度末ニ於テ精勤表彰金ヲ支給スルコトアルベシ

職長ヨリ伍長マデ

普通職工

缺勤日數七日以内 日給五日分以上廿日分以内

同 五日以内

日給三日分以上七日分以内

第五十四條 職工左記各號ノ一ニ該レルトキハ慰勞金其他ノ方法ニヨリ其ノ功績ヲ表彰スル事アルベシ